

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第58号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「クリーンセンター」を「適正処理施設部施設建設課若しくはクリーンセンター」に、「、ボイラー・タービン主任技術者又は」を「又はクリーンセンターに勤務するボイラー・タービン主任技術者若しくは」に改める。

第8条の表変則勤務手当の款京都市立病院に勤務する職員の項中「午前6時30分」を「午前6時15分」に改める。

第11条の表変則勤務手当の款中「午後9時15分」を「午後9時」に改める。

第13条第1項第1号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「4時間」を「3時間45分」に改め、同条第3項第1号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間以上12時間」を「7時間45分以上11時間30分」に改め、同号エ中「12時間以上16時間」を「11時間30分以上15時間30分」に改め、同号オ中「16時間」を「15時間30分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に

改め、同項第4号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第2条 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる変則勤務手当を」を「変則勤務手当は、年末年始の休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。）に1時間以上出勤した職員に対して」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項第2号」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項第2号」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第18条第1項及び第2項本文中「第13条第1項第2号」を「第13条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成20年1月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)